

## 藤沢市郷土芸能等保存継承実行委員会 規約

制定 令和4年12月20日

(名称)

第1条 本会は、藤沢市郷土芸能等保存継承実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、藤沢市において伝承されてきた祭礼、山車曳行、舞踊などの伝統行事や民俗芸能等の保存、継承、振興の取組を行い、地域活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を実施する。

- (1) 藤沢市における郷土芸能等を活用した地域文化財総合活用推進事業の実施
- (2) 藤沢市において郷土芸能等に関わる団体相互の交流促進
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(構成)

第4条 実行委員会は、第2条に定める目的に賛同する、次の団体及びその関係機関等（以下「構成団体等」という。）により組織する。

- (1) 神奈川県又は藤沢市が文化財として指定した伝統行事、民俗芸能等を保存、継承する団体
  - (2) 前号に準ずる伝統行事、民俗芸能等を保存、継承する団体
  - (3) その他実行委員会が必要と認める団体
- 2 新たに構成団体等となることを希望する団体がある場合、実行委員会において前項各号への該当状況を確認するものとし、その際に学識経験者の意見を求めることができるものとする。
- 3 実行委員会に次の役員を置き、構成団体等の互選により定める。
- (1) 委員長 1名
  - (2) 副委員長 1名
  - (3) 会計 1名
  - (4) 監事 1名

(役員の職務及び任期)

第5条 前条第2項に規定する役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 委員長は、実行委員会を代表し、会務を総括する。
  - (2) 副委員長は、会長を補佐する。
  - (3) 会計は、実行委員会の会計を行う。
  - (4) 監事は、実行委員会の会計を監査する。
- 2 役員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 会長は、必要に応じて会議を招集し、会議の進行を司る。

2 会議では、次の各号に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1) 事業の企画、立案に関する事。
- (2) 事業計画及び予算の決定に関する事。
- (3) 事業報告及び決算の承認に関する事。
- (4) 規約の改正に関する事。
- (5) その他実行委員会が必要と認めた事項に関する事。

(議事の承認)

第7条 会議は、構成団体等の過半数の出席をもって成立し、議事は出席した構成団体等の過半数でこれを決定する。ただし、可否同数の時は議長の決するところによる。

2 構成団体等は、会議に出席できないときは、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。この場合において、前項の適用については会議に出席したものとみなす。

(事務局)

第8条 実行委員会の運営等の事務を円滑かつ効率的に処理するため、事務局を藤沢市生涯学習部郷土歴史課に置く。

- 2 事務局は、実行委員会の庶務を担うものとする。
- 3 実行委員会の所在地は、事務局の所在地とする。

(経費)

第9条 実行委員会の経費は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

2 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(監査)

第10条 監事は、実行委員会の決算について監査し、その結果を実行委員会に報告しなければならない。

(解散)

第11条 実行委員会は、その目的が達成されたとき、実行委員会の議決により解散する。

(補則)

第12条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、令和4年12月20日から施行する。

# 令和5年度

## 地域文化財総合活用推進事業 (地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業) 【文化芸術振興費補助金】

### 募集案内



<応募書類の提出期限> ※ 都道府県から事務局への提出期限  
令和5年1月16日(月)

<応募書類の提出先及びお問合せ先>  
〒540-0004 大阪府中央区玉造1丁目4番14号  
地域文化財総合活用推進事業事務局(受託事業者:株式会社エーフォース)  
TEL: 090-8342-5110 (10時~17時)  
E-MAIL: chiiki\_bunkazai@aforce-international.com

<事業内容相談のお問合せ先>  
文化庁 地域文化創生本部 広域文化観光・まちづくりグループ  
TEL: 075-330-6739 (9時30分~18時15分)  
E-MAIL: bunkakanko@mext.go.jp

令和4年11月  
文化庁

## 地域文化財総合活用推進事業 (地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業)

令和5年度要求・要望額 2,284百万円  
 (前年度予算額 421百万円)



### 背景・課題

- ・地域の伝統行事・民俗芸能等については、地域に資するものとして、経済面で大きな効果をもたらす役割が期待されている。
- ・一方、過疎化や少子高齢化等の社会状況を背景として、伝統行事・民俗芸能等の担い手が減少し、行事等の継承が困難となっている。

### 事業内容

官民連携の経済効果に資する取組等を促進し、地域の伝統行事・民俗芸能等の振興を図ることにより、地域経済を活性化し、地域振興を推進

(件数・単価) 約50件×約3000万円、約90件×約400万円(振興事業)【新規】  
 約100件×約400万円(継承事業)  
 (事業開始年度) 令和3年度

#### 地方公共団体

域内の事業をとりまとめて、計画的な取組を実施

#### 補助事業者

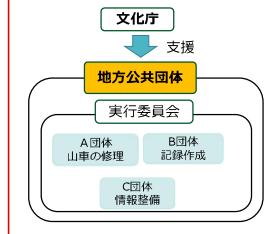
文化遺産の保護団体等で構成される実行委員会

#### 補助対象事業

- 用具等整備  
(山車や衣装等の修理、新調等を行う事業)
- 後継者養成  
(保存会会員等を対象とした技術練磨等の事業)
- 記録作成・情報整備  
(記録の作成・発信や映像のデジタル化やライブ配信等を行う事業) 等



#### 事業体制



#### 振興事業の観点

寄付金、経済効果に資する取組 等

#### アウトプット(活動目標)

用具等整備、後継者養成、  
記録作成・情報整備 約240事業

#### アウトカム(成果目標)

民間投資の喚起  
地域の文化遺産を核としたコミュニティの活性化  
・消費額の増加、関係者人口の増加 等

#### インパクト(国民・社会への影響)、目指すべき姿

文化と経済の好循環を図る方策を講ずることにより、地域活性化を推進するとともに、地域社会の連携が強化され、誰もが繋がりがあえる地域づくりや絆の強い社会を実現

3

## 事業概要について① (P2・3関係)



### ○補助対象となる文化遺産の範囲

- (1) 文化芸術基本法第10条に定める伝統芸能
- (2) 文化芸術基本法第13条に定める文化財等
- (3) 文化芸術基本法第14条に定める地域固有の伝統芸能及び民俗芸能

※ 上記に掲げる文化遺産のうち、**地域に古くから継承されている当該地域に固有の文化遺産に限る。**

### ○補助対象事業

1. 継承枠(補助対象経費の上限:1,000万円)
  - ①用具等整備事業
  - ②後継者養成事業
  - ③記録作成・情報整備事業(補助対象経費の上限は、500万円とする。)
2. 振興枠(補助対象経費の上限:5,000万円)  
上に同じ

### ○補助金の額

- ・予算の範囲内において、**補助対象経費の85%までを上限として補助。**  
そのため、**補助対象経費の少なくとも15%は自己負担**を行う必要がある。
- ・補助額については、全体の要望額が予算額を上回った場合は減額されることがある。

### ○補助事業者(補助の対象となる者)

地域の文化遺産の所有者、保護団体(保存会)等によって構成される**実行委員会等**

5

## 補助対象事業について（P6・7関係）

地域に古くから継承されている当該地域に固有の文化遺産を活用した取組が対象  
（概ね戦前に始まった伝統行事等に関する事業）

### （1）用具等整備事業

【代表的な取組例】

- ・地域の民俗芸能や伝統行事に用いる獅子頭や衣装等を修理・新調し、修理現場の公開や、後継者養成も行う取組

### （2）後継者養成事業

【代表的な取組例】

- ・地域の伝統行事保存会における会員等の練習
- ・伝統行事等の継承に必要な原材料の生産者養成等のための取組

### （3）記録作成・情報整備事業

【代表的な取組例】

- ・伝統行事等の継承に用いるための記録映像の作成
- ・伝統行事等開催当日のオンライン配信等の取組



- ・域外での取組・地域色の薄い取組
- ・神職のみによる神事等、特定の宗教者・宗教団体によって行われる宗教行事等（指定文化財を除く。）
- ・**国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金で対応可能な取組**
- ・同一内容の事業について、その他の国が実施する他の補助事業との重複
- ・地方公共団体等が本来実施すべき事業と認められる取組
- ・学校の授業、クラブ活動等における取組
- ・修理を複数年度に渡って実施する取組

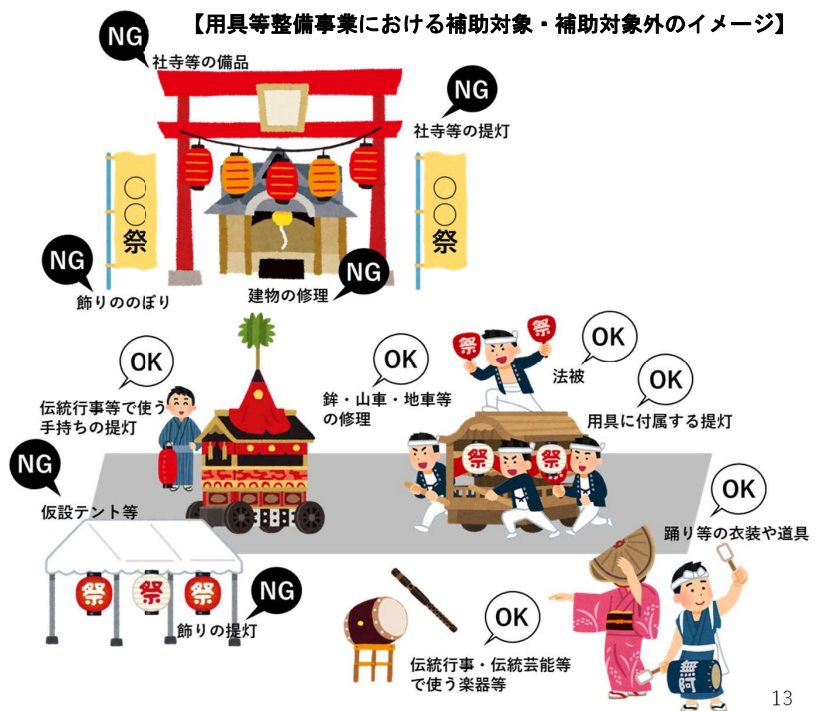
12

## 用具等整備事業について

### ○事業の留意点

- ・ 新調は、1点当たり10万円（税込み）を補助金の上限とするので、超過分は自己負担とすること。  
（復元新調は新調と見なす。ただし、山車等に係る祭礼幕や提灯等の用具等の一部の復元新調は修理に含む。）
- ・ 修理・新調の対象は、実行委員会等又はその構成団体の所有物に限る。
- ・ 現在使用されている用具の長年の使用による経年劣化等を原因とする修理・新調が対象。
- ・ 古くから継承されてきた仕様に基づく修理・新調に限る。  
特に、用具の修理については、可能な範囲で部材を活かすよう心掛けること。仕様内容は、学識経験者等の専門家の指導を踏まえることとし、当該指導内容を書面で提出すること。
- ・ 地方指定文化財の用具を修理・新調する場合は、文化財の価値に変容が生じないよう仕様を策定し、指定者の許可を得ること。

【用具等整備事業における補助対象・補助対象外のイメージ】



13

## 補助事業者（補助の対象となる者）の要件（P13関係）

地域の文化遺産の所有者、保護団体（保存会）等によって構成され、補助対象事業を実施するために必要な運営上の基盤を有する、次の4つの要件を満たす実行委員会等

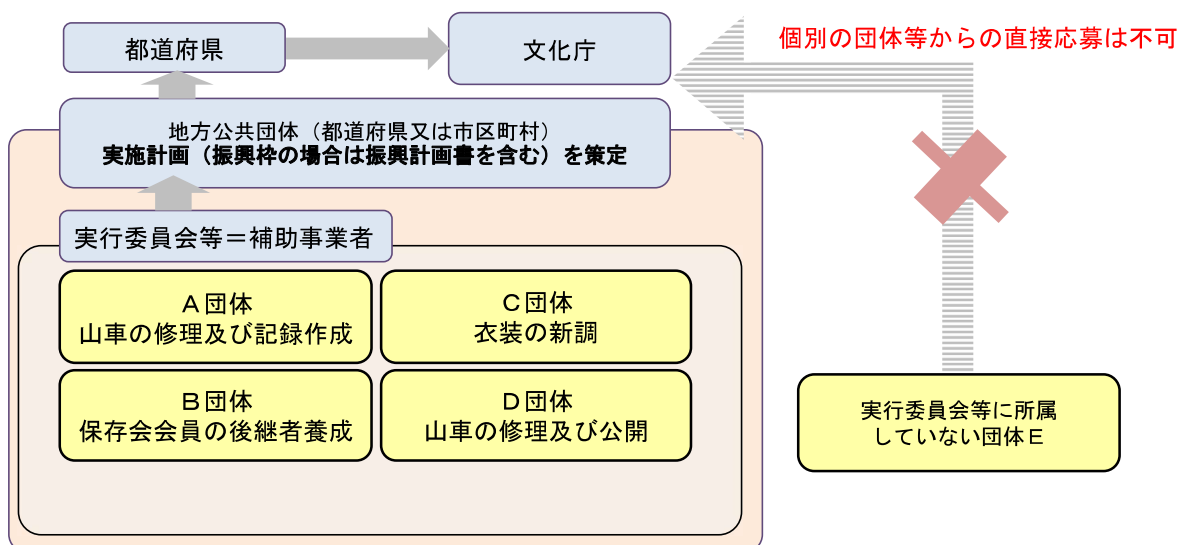
- ・定款に類する規約を有すること
- ・団体の意志を決定し、執行する組織が確立していること
- ・自ら経理し、監査する会計組織を有すること
- ・活動の本拠となる事務所等を有すること

なお、地方公共団体が補助事業の実施者になることはできないが、実行委員会等が十分な事務能力等を有する場合を除き、可能な限り地方公共団体が運営に参画し、経費の執行方法等に関して指導すること。

- \* **振興枠の場合**は、以下についても満たしていること。
- ・補助事業者である実行委員会等に、収益機能強化の取組が実施可能な伝統行事の保護団体等が構成団体として参画していること。
  - ・当該保護団体等は、本補助金の用具等整備事業、後継者養成事業、記録作成・情報整備事業のいずれかに要望を行っていること。

## 実行委員会等について（P13関係）

本事業において、実行委員会等に所属していない者からの応募は認められない。



- ・1 地方公共団体につき、1 実施計画、1 実行委員会等とする。
- ・地方公共団体が補助事業の実施主体になることはできない。